

美濃加茂市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、同条第7項の規定による監査（財政援助団体等に対する監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和2年2月27日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和
同 酒 向 信 幸

令和元年度 財政援助団体等の監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2. 監査の対象

新太田タクシー株式会社

担当部署 市民協働部地域振興課（地域政策係）

3. 監査の実施期間

令和2年2月4日（火） 9時～11時45分

4. 監査の実施場所

監査委員事務局

5. 監査の方法

担当部署及び対象事業所ともに関係書類を事前に提出してもらい、監査委員による書面監査を実施

監査当日は、関係職員等から説明を聴取後、①負担金の交付に対する目的及びその根拠、②事業の内容が明確になっているか、③目的に即した事業が適正に運行されているか等に着眼点を置いて監査を実施した。

6. 監査の結果等

新太田タクシー株式会社に対するあい愛バス地域支線運行負担金の給付及び事務事業の執行状況に係る監査を実施した結果は次のとおりである

1) 新太田タクシー株式会社の概要

新太田タクシー株式会社は昭和 36 年に創業し、昭和 54 年には可児タクシー株式会社と系列化となり、美濃加茂市を中心に可児市、八百津町、御嵩町で事業展開するとともに、平成 18 年には介護事業を開始している。

また、平成 29 年度にはプロポーザルで事業提案をして選考され、美濃加茂市から地域支線運行負担金を受けてコミュニティバスの運行を開始、継続して市と協力し業務改善をしながら利用者の拡大に努めている。

(1) 会社概要

- ・ 商 号 新太田タクシーグループ
- ・ 代表取締役 澤田 幸博
- ・ 創 業 昭和 36 年 9 月
- ・ 所 在 地 美濃加茂市太田町 4361 番地

(この他グループ統括本部事務センター、新太田タクシー八百津営業所が、可児タクシー本社営業所等がある)

(2) 車両保有台数 タクシー 36 台 コミュニティバス 9 台

(3) 従業員数 57 人

2) 負担金事業概要

高齢化社会における地域住民の交通手段の確保、地域コミュニティづくり、健康増進、賑わい創出、環境負荷軽減等の課題解決を目的として運行する地域生活基盤となるコミュニティバス事業を実施する事業者に対し「あい愛バス地域支線運行負担金」を支給するもの。

この負担金事業は従来のコミュニティバスを大幅に見直し、平成 29 年度 10 月から再編運行事業として実施することとし、プロポーザル方式で事業者を選考した結果、新太田タクシー株式会社と令和 2 年 9 月までの 3 年間の事業協定書を締結し事業実施することとなったもの。

(1) 協定書内容

平成 29 年 6 月から令和 2 年 9 月までの約 3 年間の事業締結をした協定書で、運賃収入を負担金から差引き支払う運行業務負担金の上限を定めており、必要に応じて変更協議を実施することとしている。

各年度の上限金額と支払金額の内訳は以下のとおりである。

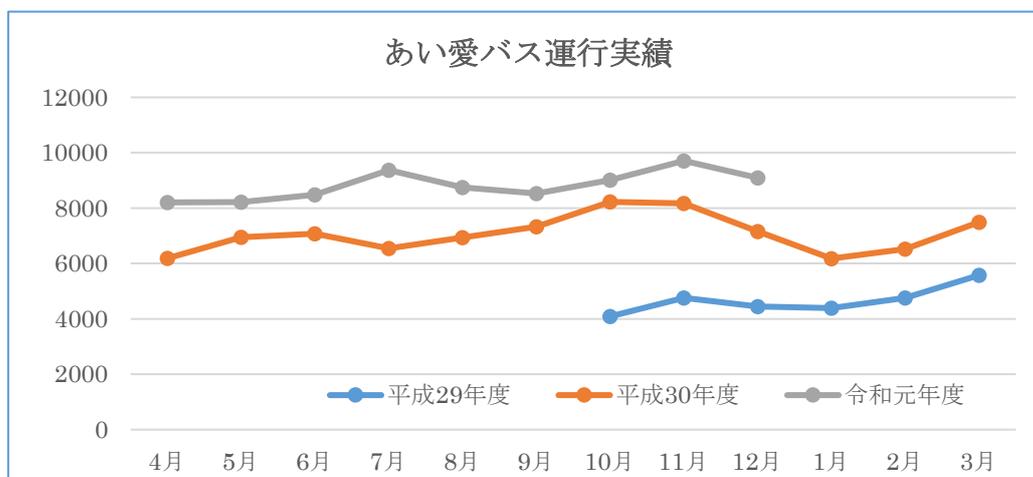
	当初協定書	追加経費及び減額変更)			合計	歳出予算差引簿
	H29. 5. 26	H30. 9. 25	H31. 4. 1	R1. 9. 9		支払金額
平成 29 年度	60,150,000				60,150,000	60,150,000
平成 30 年度	100,500,000	12,812,308			113,312,308	95,531,954
令和元年度	100,500,000		25,844,000	-1,103,000	125,241,000	125,241,000
令和 2 年度	50,250,000				50,250,000	
合 計	311,400,000	12,812,308	25,844,000	-1,103,000	348,953,308	280,922,954

* 平成 30 年度は実績報告により 4,968,046 円減額

* 令和元年度の減額分は試行運転必要経費を使用料及び賃借料に組替えのため流用

(2) 路線及び運行実績

平成 29 年度の再編により運行されたあい愛バスは、利用状況や要望を受け、平成 30 年 4 月と令和元年 6 月の 2 回ダイヤ改正を実施することで着実に利用者を拡大してきた。



3) 監査確認事項

(1) 市民協働部地域振興課対面監査

ア) 市内循環バスについて

- ・ 市内循環は岐阜バス株式会社が運行

イ) 中古バスと新車バスの購入について

- ・ 古井駅－可児川線は高校生の利用が多く、ワゴンタイプの車両では乗り切れない場合にタクシーを追加運行していたが、採算が合わず、また、新車は購入までに時間がかかるため応急的に中古バスを導入した

ウ) 夜間試行運転について

- ・ 10月以降期間限定で無料夜間運行をレンタリースによる車両で実施
- ・ 期間限定と一路線毎の試行運行で利用者が少なかった

エ) 定員超過について

- ・ 平成29年度のバス路線再編成により、認知度が高まりかつ利便性も向上したため利用者の増加となったと予想される
- ・ 今までの実績により概ね定員が超過しそうな場所は把握できていること、予約のあった場合等には事業者と連絡を取り合って対応している

オ) 運賃100円の理由と運賃体系について

- ・ 再編前は200円で乗継を可能としていたが、乗継時に発行する乗車券を悪用されるケースもあり、再編後は一乗車100円とし乗継の場合は別途100円必要とした
- ・ 高齢者は一律無料とせず、免許返納の推進のため免許証返納者を無料とすることで高齢者の利用促進を促したい

カ) 特別利益として計上された車両費100万円の理由について

- ・ 事業開始にあたり、事業者が車両を購入した費用を市が3年間(協定書締結期間)で分割して支給する費用を特別計上したものの

キ) 令和2年10月以降に向けたスケジュールについて

- ・ 運行認可に時間を要するため、今年度中にプロポーザルを実施し

事業者を決定し、4月には契約をする予定

(2) 新太田タクシー株式会社

ア) バス運転手の配置について

- ・ 全ての運転手が全6路線を把握しており、急な変更にも対応できる体制を採っている
- ・ 15人の運転手を有しており、年休職員(2~3人)を含め基本的に午前6人、午後6人のシフトで運行している
- ・ タクシー運転手とバス運転手の移行は一切ない

イ) 運転手の管理について

- ・ 運転手の人材が揃っており事故もなく安定している
- ・ 運転手として採用するにあたり法定検査を、採用後には運行前の体調チェック、定期的な健康診断等は必ず実施している
- ・ アルコールチェックで飲酒を検出したことは今まで一度もない

ウ) 定員を超える場合の配車について

- ・ 満員の場合事業者が予備車と乗務員で臨機応変に対応している
- ・ バスに設置された無線で本部と常に連絡を取っている

エ) 乗車管理について

- ・ 一便毎或いはバス停毎で乗車及び降車人数、現金か無料か、回数券か定期券か、キャッシュレスか等の全てを確認している
- ・ 独自開発したシステムを入れたタブレットにより管理しており集計しやすい

オ) バス利用者について

- ・ 高校生に加え、通勤に利用する外国人の利用も増加してきた

4) 監査結果

市民協働部地域振興課から新太田タクシー株式会社に対して交付されている「あい愛バス地域支線運行負担金」の事務事業及び経営管理等について書面監査及び対面監査を実施した結果、負担金の目的を確実に理解した上で法令を遵守し適正に執行されていると認められた。

5) 監査意見

監査委員からの提案及び要望等については以下のとおり。

- (1) 料金改定は困難と思うが、必要経費を考えると 100 円は安すぎるのではないかと考える
- (2) より良くするための改善は必要だが、毎年ダイヤの改正やバス停の見直しをするのは混乱するのではないか
- (3) 高校生が多く利用するバスに市内企業を宣伝する車内広告を掲示できると良い
- (4) バスロケーションシステムは利用者が一番知りたい情報が得られて便利なので、より周知に取り組んで欲しい
- (5) バス運転手としての採用を固定し、タクシー運転手との移行が無いことは安心できる
- (6) 点検計画表と記録簿を同じ場所で保管されると管理しやすい
- (7) バス運行中にすべき業務が大変多いので、軽減するかこれ以上増やさないようにされたら如何か
- (8) 担当課と綿密に連携し改善に取り組んでおり、今後も継続されたい
- (9) 狭い道での運行も多いので事故等には十分注意されたい